



⑤ ほっとするね 緑の府中

府中市

【問合せ】
都市整備部下水道課
TEL:042-335-4381



←市ホームページではより詳細な
ご案内を掲載しています。

https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/sekatsu/jogesuido/shiyouryou_kaitei2026.html

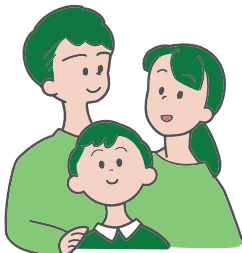
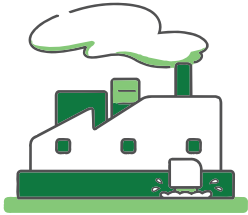
令和8年10月1日から 下水道使用料を改定します

令和7年第4回市議会定例会にて可決された「府中市下水道条例の一部を改正する条例」に基づき、令和8年10月1日に下水道使用料の改定を行います。

今回の改定は、本市の安定した下水道事業経営を維持していくために、必要不可欠なものとなります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

① 改定後の下水道使用料請求額の例（2か月当たり・税込み）

使用水量別の請求額（請求は2か月ごとに行います）

モデル ケース	一般家庭 （単身世帯）	一般家庭 （3～4人世帯）	事業所等	工場等
イメージ				
使用水量	20 m ³	40 m ³	100 m ³	1,000 m ³
改定前 使用料	585 円	1,817 円	6,833 円	135,863 円
改定後 使用料	752 円	2,138 円	7,814 円	154,114 円
2 か月ごとの 増加額	167 円	321 円	981 円	18,251 円

詳細な改定後の下水道使用料と改定する背景は中面をご確認ください ▶

② 下水道使用料早見表（2か月当たり・税込み）

下水道使用量は、水道の使用量がそのまま下水道の計算にも使われます。
 検針時にお届けする「水道・下水道使用量等のお知らせ」をご確認ください。

使用水量	改定前 使用料	改定後 使用料	増加額
1～20 m ³	585 円	752 円	167 円
21 m ³	646 円	821 円	175 円
22 m ³	708 円	891 円	183 円
23 m ³	770 円	960 円	190 円
24 m ³	831 円	1,029 円	198 円
25 m ³	893 円	1,098 円	205 円
26 m ³	954 円	1,168 円	214 円
27 m ³	1,016 円	1,237 円	221 円
28 m ³	1,078 円	1,306 円	228 円
29 m ³	1,139 円	1,376 円	237 円
30 m ³	1,201 円	1,445 円	244 円
31 m ³	1,262 円	1,514 円	252 円
32 m ³	1,324 円	1,584 円	260 円
33 m ³	1,386 円	1,653 円	267 円
34 m ³	1,447 円	1,722 円	275 円
35 m ³	1,509 円	1,791 円	282 円

使用水量	改定前 使用料	改定後 使用料	増加額
36 m ³	1,570 円	1,861 円	291 円
37 m ³	1,632 円	1,930 円	298 円
38 m ³	1,694 円	1,999 円	305 円
39 m ³	1,755 円	2,069 円	314 円
40 m ³	1,817 円	2,138 円	321 円
41 m ³	1,900 円	2,233 円	333 円
42 m ³	1,984 円	2,327 円	343 円
43 m ³	2,068 円	2,422 円	354 円
44 m ³	2,151 円	2,516 円	365 円
45 m ³	2,235 円	2,611 円	376 円
46 m ³	2,318 円	2,706 円	388 円
47 m ³	2,402 円	2,800 円	398 円
48 m ³	2,486 円	2,895 円	409 円
49 m ³	2,569 円	2,989 円	420 円
50 m ³	2,653 円	3,084 円	431 円

※ 浴場汚水の下水道使用料改定は行いません。

- ・ 51m³以上は表面に記載の二次元コード又は URL から市のホームページをご参照ください。
- ・ 10月1日以降に最初に請求される下水道使用料は、9月30日までの改定前使用料と、10月1日以降の改定後使用料との日割計算となります。

「水道・下水道使用量等のお知らせ」の確認方法

下水道の使用量と、下水道使用料は、「水道・下水道使用量等のお知らせ」で確認ができます。

使用量

使用量 40 m³

※ この「水道・下水道使用量等のお知らせ」の見本は、下水道使用量・下水道使用料の確認方法を説明するために簡略化しており、実際のものと一部異なります。

水道・下水道使用量等のお知らせ 東京都水道局

府中 太郎 様

お客さま番号 36-000000-00

府中市〇〇町2丁目1番1号 101室

基準日 2日 呼び径(mm) 20 メータ番号 999999

使用月分 令和 8年9月～令和 8年10月分 使用期間 8月 3日～10月 2日 (61日間)

今回指針 80 m³ (検針日)

前回指針 40 m³

差引使用量 40 m³

使用量 40 m³

水道	使用期間料金	5,632 円
【内訳】	基本料金	2,340 円
	従量料金	2,780 円
	消費税相当額	512 円
今回料金	5,632 円	
(うち消費税相当額 (10%))	512 円	
合計金額	7,770 円	

下水道

2,138 円

684 円

1,260 円

194 円

2,138 円

194 円)

下水道使用料

下水道

2,138 円

684 円

1,260 円

194 円

2,138 円

194 円)



東京都水道局アプリをご利用ください

アプリでは、検針票や過去の利用状況、水道局からのお知らせ等も確認できます。

「東京都水道局アプリ」のダウンロード・登録方法は
こちら



③ 下水道使用料を改定する背景

将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営し、適正なサービスを提供するため、次の理由により下水道使用料の改定が必要となります。

I 下水道施設の老朽化に伴う維持管理費の増加

本市の下水道事業は、昭和 39 年 10 月に事業認可を得て着手し、昭和 59 年度までには普及率もほぼ 100%を達成しました。下水道管の総延長は、令和 7 年度末で約 769 キロメートルとなります。下水道管の標準耐用年数は 50 年とされており、令和 12 年度末には市内の全下水道管の約 50%が標準耐用年数に達することから、今後も維持管理費が増加することを見込んでいます。



II 物価上昇等に伴う維持管理費の増加



電気料金・資材・燃料費等の物価や、点検・清掃・補修工事等に従事する技術者等の労務単価が上昇しており、下水道施設の維持管理に不可欠な固定費が増加しています。

III 汚水処理に係る負担金の増加

本市の下水道は、北多摩一号処理区と野川処理区の 2 つの処理区に分けられ、東京都が管理する北多摩一号水再生センター（府中市小柳町）、森ヶ崎水再生センター（大田区）に接続されています。本市の汚水はこれらの流域下水道施設で処理されており、それぞれ多摩川と東京湾に放流されています。

流域下水道施設は市町村からの負担金により運営されており、流域下水道事業の決算状況や昨今の社会情勢等を踏まえ、令和 8 年度より東京都が負担金の単価を改定したため、本市の汚水処理に係る負担金が増額しています。

④ よくある問い合わせと回答

Q1 下水道使用料の改定はどのようにして決まりましたか。

学識経験者や自治会・商工団体の代表者、公募市民から構成される府中市下水道事業経営戦略等検討協議会に諮問し、下水道使用料改定の必要性や改定後の料金体系等について様々な観点から審議が行われ、下水道使用料の改定を行うことが必要である旨の答申が出されました。

この答申を踏まえ、令和7年第4回市議会定例会に府中市下水道条例の改正議案を提出し可決されました。

Q2 下水道使用料を改定しないとどうなりますか。

下水道施設の適切な維持管理や計画的な修繕工事の実施が困難となります。

Q3 下水道使用料は何に使われていますか。

一般家庭や事業所、工場等から排出される汚水を安全に処理し、生活に欠かせない下水道サービスを維持するための費用として使われています。汚水は東京都が管理する流域下水道施設で処理されており、使用料の大部分はその処理費用として東京都へ支払う負担金に充てられます。また、市内の下水道管やポンプ施設の点検・清掃・補修など、日常的な維持管理にも使用されています。

⑤ 下水道使用料の減免制度について

障害者減免制度

申請により次の①・②の**両方**に該当する世帯の下水道使用料の**基本料金**（改定後：1か月10㎡、342円（消費税抜））を減免します。

①世帯構成員の**全員**が**市民税非課税**であること

②次のいずれかに該当する方を構成員とする世帯であること

- ・身体障害者福祉法第15条の規定により**身体障害者手帳**の交付を受けている方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による**精神障害者保健福祉手帳**の交付を受けている方
- ・東京都知事の定めるところによる**愛の手帳**の交付を受けている方

申請方法 以下の①～③を持参のうえ下水道課の窓口で申請してください。

- ① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳
- ② 水道・下水道料金の検針票や領収書等
- ③（直近の1月1日に府中市外にお住まいの方が構成員にいる場合）該当者の前住所地の非課税証明書

生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当等を受けている方

申込みで、上・下水道の基本料金を免除しています。生活福祉課、子育て応援課、障害者福祉課へお問い合わせのうえ、東京都水道局府中サービスステーション窓口（寿町3-4-6）へお申し込みください。



東京都水道局府中
サービスステーション窓口



特殊詐欺に
ご注意ください！

下水道使用料の改定を理由とした、

電話・訪問は詐欺です。

この件で府中市下水道課や東京都水道局から電話や訪問をすることはありません。
不審な場合は、府中警察署や府中市下水道課までご連絡ください。